

令和7年度第7回津野町農業委員会定期総会議事録 (第1日目)

召集年月日 令和7年10月20日

召 集 場 所 津野町役場本庁舎 3階委員会室

開 会 令和7年10月30日 午後4時00分

出席委員

3番：石川 幸久、5番：宇都宮 京子、6番：川西 利文

会長：川村 実男

<欠席> 1番：前野富士男：2番：高橋 好文

(推進委員)

川渕 慶博、大崎 登、長山 計一、明神 正、大地 勝義、山崎 哲人

その他の出席者

事務局職員：野瀬 隆行、西森 健一

議事日程

別紙のとおり

令和 7 年度第 7 回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和 7 年 1 0 月 3 0 日 午後 4 時 0 0 分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第 1 号	会期の決定	
4	議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について	
5	議案第 3 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	
6	議案第 4 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
7	その他	非農地証明交付申請の承認について 1) 農業振興地域除外（編入）について 2) 農地所有適格法人調査結果について	

議 事

開会 : 午後4時00分 開議

議長 : ただいまの出席委員は農業委員4名、農地利用最適化推進委員5名でございます。

会議の成立する定員に達しておりますので、これより、令和7年度第7回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において

4番 戸田 ^{かずひろ}和宏委員、6番 川西 ^{としふみ}利文委員 を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より 説明をお願いします。

事務局 : 日程第3 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。

議長 : 議案第1号 番号1ならびに2は 川渕委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明を続けてお願いします。

川渕 1番2番は譲り渡し人が●●さんなので、一緒に説明させていただきます。

●●さんは●●さんから家を買ったときに、この土地を付けてやるということ

でもらったということです。きれいに耕作できています。

●●●●さん宅は、●●さんの下になります。●●さんの土地を放つといたら荒れたら●●さんに迷惑がかかるということで、もらって作ってくれないかということでもらい、きれいに耕作しています。

議長：休憩にいたします。

(休憩中 午後4時10分 ～ 午後4時10分)

議長： 休憩の前に引き続き会を開きます。

議案第1号 番号1・2について、質疑、意見はありませんか。

委員： ありません。

議長： 議案第1号 番号3は 石川委員と長山委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

石川 23日に●●さんと現地確認しました。前回西黒川の桜を植えているところの30mぐらい上です。19Pをご覧ください。この土地は、●●さんが奈良県に住んでいることから土地を処分したいということになりました。

世話人の●●●●さんに電話で話しましたが、問題ないと言っておられました。写真のように土地の近くに人家がないことからよその人に迷惑がかかるようなことはないと感じております。問題ありません。

議長：休憩にいたします。

(休憩中 午後4時14分 ～ 午後4時14分)

議長： 休憩の前に引き続き会を開きます。

議案第1号 番号3について、質疑、意見はありませんか。

委員： ありません。

議長： 議案第1号 番号4は 大崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明を続けてお願いします。

大崎： 26Pをご覧ください。畑です。●●●●さんから●●●●さんに譲渡する

計画で現地確認をしてきました。野菜を作っています。何んら問題ないと判断しました。

議長 : 休憩にいたします。
(休憩中 午後4時15分 ~ 午後4時15分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。
議案第1号 番号4について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : 議案第1号 番号5は 山崎委員と私、川村が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をさせていただきます。

山崎 : 28Pの切図から29Pを見てください。利用権設定です。●●●●さんは姫野々ですけど、西谷にも住んでいました。●●さんは28P切図のすぐ上が家で、家の真ん前の土地を借りてお米を作るということで準備しています。

議長 : 休憩にいたします。
(休憩中 午後4時16分 ~ 午後4時16分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。
議案第1号 番号5について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : 議案第1号 番号6・7は 川渕委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川渕 : ●●さんは●●さんの家を借りて住んでいます。土地で野菜と鶏を飼うべく整地をしています。写真にはありませんが、すでにユンボが入ってお茶をのけています。大変熱心な方です。よく耕作できると思います。

議長 : 休憩にいたします。
(休憩中 午後4時19分 ~ 午後4時19分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。
議案第1号 番号6・7について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : 議案第1号 番号8は 川西委員と大地委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川西 : 54Pの写真を見てください。ここはもともと社協が「●●●●」で障害者の方を雇って苗を作ったりしているところです。
以前はご主人の●●●●さん名義でやっていたがお亡くなりになられたので奥さん名義で契約しました。全く問題ないと思います。

議長 : 休憩にいたします。
(休憩中 午後4時20分 ～ 午後4時20分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。
議案第1号 番号8について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : それでは採決いたします。
議案第1号 について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第4 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より 議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 : 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第2号 番号1は宇都宮委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮 : 宮谷の、●●●●さん。写真は62Pです。予定地すぐ下が家です。小さい石段を上ったところにこの畑があります。だいぶ前から作りたいといわれていました。特に問題ないと思います。

議長 : 休憩にいたします
(休憩中 午後4時25分 ～ 午後4時25分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : それでは採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第5 議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より 議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 : 「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第3号 番号1は戸田委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

明神 : 28日に現地調査に行っまいりました。場所は65P、四万十川源流の国道から約1km上流に行ったところです。●●さんにあつて話を聞くことができました。

転用者の名前が●●さんということになっていますが、土地は●●さんので、2人は夫婦です。なぜ●●さんの名前にしたかという、●●さんは46歳、●●さんは44歳、町からの補助金は45歳までしかもらえないということがあるようです。

73Pを見てください。先ほど説明がありましたように、排水先については現地で十分確認をしました。近所の皆さんには承諾を得ていると本人が申し出ておりますので問題ないと思います。

議長 : 休憩にいたします
(休憩中 午後4時35分 ~ 午後4時48分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : それでは採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。
よつて、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第6 議案第4号「非農地証明交付申請について」を議題といたします。
事務局より 議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 : 議案第4号「非農地証明交付申請について」ご説明します。
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長： 議案第４号 番号１は大崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

大崎： 83Pを見て頂きたい。先ほど３条申請で承認を頂いたところです。車をまわしたり、止めているところは●●さんという方がこういう使い方をしています。駐車するところがここしかなく、何十年も前から利用しています。非農地証明の申請は問題ないと思います。

議長： 休憩にいたします
(休憩中 午後４時５２分 ～ 午後５時００分)

議長： 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号１について、質疑、意見はありませんか。

委員： ありません。

議長： それでは採決いたします。
議案第４号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長： 日程第７、その他、「農業振興地域除外、編入の承認について」を議題とします。産業課担当、木原さんから説明をお願いします。

木原： (資料を基に説明) 編入２０件で中山間地域等直接支払交付金導入によるもの。除外１件で墓地建設によるもの。

議長： 休憩にいたします
(休憩中 午後５時０５分 ～ 午後５時０５分)

議長： 休憩の前に引き続き会を開きます。

除外、編入の承認について、質疑、意見はありませんか。

委員：ありません。

議長： それでは採決いたします。

「農業振興地域除外、編入の承認について」、原案のとおり決することに賛成の農業委員諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長： 続いて、農地所有適格法人調査結果について、事務局から説明を求めます。
なお、この件は、前回の定例会での皆さんの意見を受けて事務局が調査した結果を報告するもので、「採決事項」ではありませんのでご了承ください。

事務局 84P から説明。(資料を読んで説明)

議長： 次回の定例会は？

事務局 11月26日(水) 西庁舎で行います。

議長： 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これにて、令和7年度第7回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

終了 午後5時31分